

令和2年度第3回鳥取県国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和3年2月2日（火）
午後1時30分から3時30分まで
場 所 日本海新聞本社ホール

1 開 会

2 挨 捶

3 議 事

【報告事項】

- (1) 保険料水準の平準化について
- (2) 国民健康保険法第82条の6第6項の規定に基づく市町村意見照会について

【協議事項】

第2期鳥取県国民健康保険運営方針（案）について

4 その他の事項

5 閉 会

【配付資料】

- 資料1 令和2年度第3回鳥取県国民健康保険運営協議会 参加者名簿
- 資料2 鳥取県国民健康保険運営協議会運営要綱
- 資料3 保険料水準の平準化について
- 資料4 国民健康保険法第82条の6第6項の規定に基づく市町村意見照会について
- 資料5 第2期鳥取県国民健康保険運営方針の策定に係る意見照会結果
- 資料6 第2期鳥取県国民健康保険運営方針の骨子（案）
- 資料7 第2期鳥取県国民健康保険運営方針（案）（要約版）
- 資料8 第2期鳥取県国民健康保険運営方針（案）

資料1

令和2年度第3回鳥取県国民健康保険運営協議会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	委員名	所属等	備考
被保険者代表	船木 道代	岩美町国民健康保険運営協議会委員	
	山根 智美	無職(元三朝町職員)	
	宮本 正啓	農業	
保険医又は 保険薬剤師代表	田中 敬子	公益社団法人鳥取県医師会/はまゆう診療所院長	
	河崎 一寿	一般社団法人鳥取県歯科医師会理事	
	井上 雅江	一般社団法人鳥取県薬剤師会中部支部専務理事	
公益代表	石川 真澄	公立大学法人公立鳥取環境大学教授	会長
	吉田 正子	よしだ社会保険労務士事務所/社会保険労務士	
	野間田 憲昭	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会常務理事	
被用者保険代表	村田 泰規	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部総務課長	
	永海 健治	全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長	
事務局	植木 芳美	福祉保健部理事監兼健康医療局長	
	西尾 泰司	医療・保険課長	
	平尾 幸雄	医療・保険課 国民健康保険担当課長補佐	
	宮本 卓哉	医療・保険課 国民健康保険担当係長	
	阿部 春香	医療・保険課 国民健康保険担当主事	

委員の任期:平成30年6月18日～令和3年6月17日

資料 2

鳥取県国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条の規定により設置される鳥取県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等については、この要綱の定めるところによる。

(調査審議する事項)

第2条 協議会は、法第11条第1項に規定された事項について、調査審議し、その内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (2) 法第82条の2第1項の規定による鳥取県国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- (3) その他の国民健康保険運営に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3名
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名
- (3) 公益を代表する委員 3名
- (4) 被用者保険を代表する委員 2名

(委員)

第4条 委員は、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び会長代理を置き、会長の選任は互選とする。

2 会長代理は、会長があらかじめ指名する。
3 会長に事故があるときは、会長代理が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の議長は、会長とする。

2 協議会は、協議会の庶務を行う所属の長が招集する。
3 協議会は被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険を代表する委員各1名以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課内において行う。

(議事録)

第8条 協議会は、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、開催の日時及び場所、出席者の氏名、議事の経過及び結果並びにその他必要な事項を記載し、会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年3月28日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成30年5月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。